旭医大達第111号
令和8年10月30日

旭川医科大学医学部医学科臨床医学責任者及び教員会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長　　西　川　祐　司

旭川医科大学医学部医学科臨床医学責任者及び教員会議規程の一部を改正する規程

旭川医科大学医学部医学科臨床医学責任者及び教員会議規程（平成16年旭医大達第7号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改正後	現行
（略） （責任者） 第2条　臨床医学に，運営規程第3条第1項の規定により，責任者を置く。 2　責任者は，臨床医学講座の教授（病院に置かれる部署に所属する専任の教授を含む。以下同じ。）のうちから次条に規定する教員会議において選出する。 3　責任者の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，事故等により責任者が欠員になった場合の後任の責任者の任期は，前任者の残任期間とする。 （略） 附　則 この規程は，令和8年10月30日から施行する。 【制定理由】 病院規程の中央診療施設等の改正に伴い、所要の改正を行うものである。	（略） （責任者） 第2条　臨床医学に，運営規程第3条第1項の規定により，責任者を置く。 2　責任者は，臨床医学講座の教授（中央診療施設等及び薬剤部の専任の教授を含む。以下同じ。）のうちから次条に規定する教員会議において選出する。 3　責任者の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，事故等により責任者が欠員になった場合の後任の責任者の任期は，前任者の残任期間とする。 （略）